

平成 25 年 1 月 11 日

「保育ルーム・上新庄」「保育ルーム・菅原」利用 保護者の皆様へ

NPO 法人 女性と子育て支援グループ・pokkapoka

代表 渡辺 和香

保育担当 蜜浦 由賀里

事務局 原 麻希子 (06-7860-4138)

平素は、「保育ルーム・上新庄」「保育ルーム・菅原」をご利用頂きありがとうございます。

この冬は、ノロウイルスが猛威をふるい、また、これから先はインフルエンザが流行る時期にも入りますので、改めて感染症に関する確認とお願いになります。

厚生労働省発行「保育所における感染症対策ガイドライン」では早期診断・早期治療・感染拡大防止に繋げるため、感染症が発症した場合は全職員が情報を共有し、速やかに保護者に感染症名を伝えるなど感染拡大防止策を講じることが大切です。とされております。

(保育所における感染症対策ガイドライン：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/hoiku02.pdf>)

当保育ルームでは園児さんが下記の感染症にかかった場合、学校保健法施行規則に準じて保育園の登園停止期間を定めています。 **感染症にかかった場合（疑いがある場合も）お預かりできません。**

なお、その感染症が治癒したり軽快して登園するときは、「登園許可書（治癒証明書）」が必要です。

また、感染の疑いのある場合も、医師の診断の上、感染していないことの証明として「登園許可書」をお願いすることがあります。

お子さんとまわりの園児の健康を守るため、ご理解とご協力をお願いします。

次頁の感染症が疑われる場合は必ず受診し、医師の診断を受けて、園に報告してください。

「登園許可書（治癒証明書）」については、次ページにあるものをご活用ください。

また、ご希望の場合は、FAX で送信させていただきますし、ホームページからのダウンロードも可能です。

大変お手数をおかけしますが、園児の健康を守る施設であり続けたいと思います。

何卒ご協力よろしく申し上げます。